



新潟県



発行 新潟県

号外 2

令和 4 年11月29日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

50 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政改革課)

訓 令

24 新潟県事務決裁規程の一部改正 (行政改革課)

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第50号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第7条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること(知事が指定したものを除く。)</u></p> <p><u>(18)の3 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(知事が指定したものを除く。)</u></p> <p><u>(18)の4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第12条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること(知事が指定したものを除く。)</u></p> <p>(19)～(50) (略)</p> <p>3～12 (略)</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19)～(50) (略)</p> <p>3～12 (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第24号

本庁
地域機関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和4年12月1日から実施する。

令和4年11月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改正後		改正前	
別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略） 食品・流通課		別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略） 食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(6)の5 （略） <u>(6)の6 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第7条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u> <u>(6)の7 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u> (7)～(20) （略）	（略）	(1)～(6)の5 （略） (7)～(20) （略）
（略）		（略）	
（略）		（略）	